

# 日本実験動物技術者協会関西支部規約

## 第1章 総則

(定義および名称)

### 第1条

本会は日本実験動物技術者協会（以下、実技協本部）の定款第8章に定められた支部とし、日本実験動物技術者協会関西支部（以下、関西支部）と称す。

(所在地)

### 第2条

- 一. 関西支部の本部は支部長の所属地に置く。  
〒693-8501 出雲市塩冶町 89-1  
島根大学研究機構総合科学研究支援センター  
—実験動物部門 (H23 年度～)
- 二. 関西支部の事務局を次に置く。  
〒700-0914 岡山市北区鹿田町 2-5-1  
岡山大学自然生命科学研究支援センター  
動物資源部門内 (H27 年度～)

(運営の基本)

### 第3条

本会は本規約および実技協本部の規約に準じて運営する。

(目的)

### 第4条

当法人は、実験動物技術に関わる実験動物学・生物学・医学・薬学等の学術的発展および社会貢献に寄与する為、知識の習得・技術の研鑽をもつて、実験動物技術者の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

### 第5条

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互における知識及び技術の交流。
2. 関連機関との交流及び情報の交換・資料の収集。
3. 会誌の発行。
4. 実験動物技術に関する講演会及び講習会等の開催。
5. その他、必要と認める事業。

## 第2章 会員

(会員)

### 第6条

支部会員は全て実技協本部の個人会員とする。また、入会、退会手続き、会員資格等は実技協本部定款に従う。

(支部賛助会員)

### 第7条

- 一. 関西支部として賛助会員を募ることができる。
- 二. 賛助会員は総会に参加できるが、決議権は有しない。
- 三. 賛助会員は役員にはならない。

## 第3章 役員

(役員及び定数)

### 第8条

支部に次の役員を置く。

- |      |                       |                 |
|------|-----------------------|-----------------|
| 支部長  | 1名                    | ※実技協本部の理事を兼任する。 |
| 副支部長 | 1名以上                  |                 |
| 幹事   | 若干名                   |                 |
| 評議員  | 実技協本部運営規定に従う。         |                 |
| 監査   | 2名                    |                 |
| その他  | 支部長が必要と認め、幹事会で承認された役職 | 若干名             |

(選任)

### 第9条

役員を選任は以下の通りとする。

1. 支部長は幹事会の推薦とする。
2. 副支部長は支部長の推薦とする。
3. 幹事は立候補者を基にした幹事会の推薦とする。
4. 評議員は幹事会の推薦とする。
5. 監査は幹事経験者からの立候補者を基にした幹事会の推薦とする。
6. その他は支部長の推薦とする。
7. 以上の項は関西支部総会の信任を得る。

(任務と権限)

### 第10条

- 一. 支部長は支部を代表して、会務を総括する。

会務遂行上、必要と判断した役員ポストあるいは委員会を設置することができる。

- 二. 副支部長は支部長を補佐し、疾病、その他の事由により支部長が任務の遂行が困難となったとき支部長を代行する。
- 三. 幹事は幹事会を構成し、支部の運営における重要事項を審議し、支部活動を円滑に行う。
- 四. 監査は支部の財産、幹事の職務執行の状況を監査する。

(任期)

#### 第11条

- 一. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 二. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存任期とする。
- 三. その任期を満了後であっても、後任者が就任するまでの期間その職務を代行する。

### 第4章 会議

(会議の種類と招集)

#### 第12条

次の会議を行う。

1. 支部総会  
年1回、支部長が招集する。
2. 幹事会  
年数回、支部長が招集する。
3. 各種委員会  
必要に応じて、各委員長が招集する。

(定数)

#### 第13条

- 一. 前条の会議はその構成員の3分の1以上の出席を要する。  
※委任状は出席とみなす。
- 二. 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決による。

(支部総会)

#### 第14条

総会は次の事項を決議する。

1. 予算(承認)
2. 規約改正
3. 役員改選(承認)

#### 4. その他の重要事項

(幹事会)

#### 第15条

支部の運営、各種事業の開催について審議し、前条により総会の決議が必要な案件については、議案を提出する。

### 第5章 細則

(運営費)

#### 第16条

会の運営は実技協本部還元金、各種事業参加費、賛助会費及び寄付金等でまかなう。

(分科会及び地区制)

#### 第17条

支部長は支部に分科会及び地区制を設けることができる。

(委員会)

#### 第18条

- 一. 支部長は、特に専門的な事項を審議する機関として、委員会を設けることができる。
- 二. 委員長については、支部長が指名し幹事会の承認を得る。
- 三. 委員については、委員長が指名する。
- 四. 委員会の委員には過半数を越えない範囲において、会員以外の者をもって委員とすることができる。

(表彰)

#### 第19条

支部の育成・発展に多大なる功績を残した個人及び団体に対し、表彰することができる。

対象は会員からの推薦を要し、幹事会にて審議し決する。

### 附 則

本則は昭和55年支部総会の決議により施行

本則は昭和61年支部総会の決議により施行

本則は平成1年支部総会の決議により施行

本則は平成14年支部総会の決議により施行

本則は平成19年関西支部総会の決議により施行

本則は平成22年関西支部総会の決議により施行

本則は平成27年度関西支部総会の決議により、

日本実験動物技術者協会法人登記時から施行

